

3・4月の手続をスムーズに!

証明書の取得方法

3月中旬～4月中旬は、転入・転出などの手続のため、市役所2階の市民課窓口が1年間で最も混雑します。そこで、少しでも時間を短縮できる証明書の取得方法などを紹介します。

混雑が予想される

曜日・時間を避ける

混雑する曜日／月・金曜日

混雑する時間／10～15時

※受付時間は、8時30分～17時15分です。

手続に必要なものを

あらかじめ確認する

手続内容によって、手続できる人や必要な持ち物が異なります(下表参照)。

詳しくは、市ウェブサイトをごらんいただくか、お問い合わせください。

※くらしと市政↓くらし・手続↓登録・証明↓証明
 【税証明については】
 くらしと市政↓くらし・手続↓税金↓各種証明書



手続できる人と持ち物 (一例)

証明書の種類	手続できる人	持ち物
住民票の写し	本人、同一世帯員	本人確認書類 (運転免許証、保険証など)
住民票の除票の写し	本人、死亡届出人、同一世帯員	
戸籍に関する証明 (戸籍全部事項証明書、除籍など)	本人、配偶者、直系血族、養親、養子など ※義理の親子は不可。	本人確認書類 ※請求する証明書の本籍、筆頭者の確認をします。
印鑑登録証明書	本人、代理人	印鑑登録証 ※氏名、住所の確認をします。

【問い合わせ】

証明に関すること

市民課 ☎(55)2747

☎(53)2500

個人番号カード・

通知カードに関すること

市民課 ☎(55)2977

税証明に関すること

収納課 ☎(55)2729

☎(55)0063

各地区まちづくりセンターの市民サービスコーナーを利用する

取扱日時／月・金曜日(祝休日、年末年始は除く) 8時30分～17時

発行できる証明書

- 戸籍全部(個人)事項証明書
- 印鑑登録証明書
- 住民票(除票を含む)の写し
- 身分証明書
- 年金現況証明
- 所得証明書
- 所得課税証明書
- 固定資産評価証明書
- 固定資産課税証明書
- 納税証明書
- 軽自動車車検用証明書

休日開庁を利用する

毎月第1日曜日(1月は除く)と3月の最終日曜日は、市民課などの窓口を開庁しています。

3・4月の開庁日と開庁窓口／
 ●3月6日

市民課、収納課、国保年金課

●3月27日、4月3日

市民課、国保年金課、こども家庭課、学務課

※収納課は4月3日のみ開庁。

開庁時間／9～16時

※一部取り扱いきれない手続や即日処理できない手続がありますので、事前にお問い合わせください。

住民基本台帳カード(住基カード)の取り扱いについて

法改正により、1月以降、住基カードの発行や新たなサービスの登録ができなくなりました。現在お持ちの住基カードや利用中のサービス(左記参照)は、有効期間中はそのまま使用できます。

- 身分証明書としての使用 (写真つきのもの)
- 証明書自動交付機の利用 (多目的利用登録済みのもの)
- 有効中の電子証明書の利用
- ※住基カードと電子証明書の有効期間は異なります。

個人番号カード・

通知カードのご案内



個人番号(マイナンバー)の通知カードを受け取っていない人

通知カードは、平成27年10月5日時点の住所に、世帯主宛ての簡易書留で郵送しました。

受け取りのなかった通知カードは市役所で保管していますので、市民課にお問い合わせください。

保管期間／3月31日(木)まで

個人番号カードを

申請したい人

通知カードに同封されているパンフレットを参考に申請してください。

平成27年10月6日以降に住所や氏名などに変更があった人は、同封の申請書は使用できません。市民課にお問い合わせください。

個人番号カードを申請した人

カードの受け取り方法などをお知らせする通知を随時郵送しています。同封されたご案内をもとに、手続をお願いします。